

日本クリーニング生産性協議会 規約

- 第1条 本会はクリーニング業の生産性を向上し、クリーニング需要を拡大し、国民全体の豊かな生活に貢献することを目的とする
- 第2条 本会は日本クリーニング生産性協議会と称する
- 第3条 1. 本会は主たる事務所を東京に置く
2. 本会は必要に応じ理事会の決議を経て、従たる支部を所要の地に置くことができる
- 第4条 本会は第1条の目的を達するために次の事業を行う
社会に貢献する経営者・管理者の会として
1. 社会の変化を知り、顧客を知る活動
2. 生産性を向上し組織体質の改善を図る活動
3. 組織のガバナンスを学び、研究する
4. 広く国際的に経営・管理を学び、研究する
5. 環境保全・環境改善への活動
6. 公益財団法人日本生産性本部との連携・情報収集
7. 相互交流に協力し、互いを尊重し学び合う
8. その他、本会の目的達成に必要な事項
- 第5条 本会の会員は次の2種とする
1. 正会員
2. 名誉会員
- 第6条 前条の会員たる資格は次の通りとする
1. 正会員はクリーニング業および関連産業の経営者または従業員（個人の資格）
および、他業種でも本会に賛同する経営者または従業員（個人の資格）
2. 名誉会員は学識経験者
- 第7条 1. 正会員の加入は正会員の推薦を得て、理事会での承認を要する
2. 名誉会員は理事会の推薦による
- 第8条 本会は次の役員をおくことができる
会 長 1名
副 会 長 1名
理 事 長 1名
副理事長 若干名
専務理事 1名
常務理事 若干名
理 事 若干名
監 事 2名
- 第9条 事及び監事は総会に於いて選任する 但し、緊急のためやむを得ない場合には、理事は理事会に於いて選任することができる
会長、副会長は理事会の推薦によって委嘱する
理事長及び副理事長は理事の互選によって定める
専務理事は理事の互選によって定める
常務理事は理事長の委嘱により主として関東地区の理事がこれに当る
- 第10条 会長、副会長は必要ある場合、理事会の委嘱により当会を代表する
理事長は本会を代表し、会務を統轄する必要がある場合理事長代行を置くことができる
副理事長は理事長を補佐する
専務理事は理事会によって決定された事項を執行する
理事は理事会を構成し、特に重要な事項を審議決定する
常務理事は常務理事会を構成し、通常決推進すべき事項に関し、都度全国より理事を招集出来ない場合、必要事項を決定する
監事は会計を監査する
- 第11条 役員の任期は2ケ年とする 但し、再選を妨げない
補欠により選任された役員の任期は前任者の残任期間とする
- 第12条 本会はクリーニング国際会議等で得た海外新情報を翻訳し、会員に提供する

- 第13条 本会は事業活発化のため、青年部をおくことができる 但し満45歳未満の会員をもって構成する
- 第14条 本会は重要な事項を諮問するために相談役・顧問を置くことが出来る
相談役・顧問は理事会の議を経て理事長が委嘱する
任期は2年とし、再選も妨げない
- 第15条 本会は毎年1回定時総会を、その他必要がある場合には臨時総会を開催する
総会は正会員を以って構成する
- 第16条 次に掲げる事項は総会に付議しなければならない
1. 事業計画および収支予算の決定
2. 収支決算の承認
3. 会費の額及び徴収方法の決定
4. 規約の変更
5. 役員の変更（2年ごとに）
6. その他特に理事会において必要と認める事項
- 第17条 総会及び理事会の決議は出席者の過半数とする 可否同数の場合は議長が決する
- 第18条 本会の経費は会費、入会金、補助金、寄付金及びその他の収入を以ってあてる
会費及び入会金については別途定める
- 第19条 本会の事務を処理するため事務局を置き、必要な職員を置くことが出来る
- 第20条 本会の会計年度は毎年1月1日に始まり12月31日に終る
- 第21条 本規約に定めるものの外、会務運営に必要な事項があれば理事会において定める

付 則

1. 会費及び入会金規約

- A：規約第18条により次の通り会費および入会金を徴収する
年会費の額 正会員 40,000円、但し下半年入会者は初年度20,000円とする
但し、同一企業複数会員の場合は、2人目以降の会費を半額とする
名誉会員は会費を徴収しない
- B：入会金は20,000円とする
- C：徴収方法
(1) 会費は1ヶ年分を一括徴収する
(2) 既納の会費は返戻しない
(3) 入会金は入会承認後、速やかに納入する

2. 会員は次の場合、資格を喪失する

- (1) 正会員が年会費を（12月末までに）納入しない場合
(2) 正会員が本会の信用もしくは名誉を失墜させた場合
(3) 反社会的勢力との関連があると認められた場合

昭和48年2月1日	制定
昭和50年3月6日	付則1.A改訂
昭和53年3月11日	第8、第9、第10各条を改訂
昭和55年3月6日	付則1.A改訂
昭和57年2月13日	第8、第9、第10各条を改訂
昭和58年3月10日	第1、第8、第9、第11各条を改訂
平成3年3月7日	第4条を改訂
平成8年3月2日	第4条8項、第14条及び付則1.C(2)を改訂
平成10年3月3日	第20条を改訂
平成13年3月3日	第9条を改訂
平成17年2月26日	第12条を改訂
平成24年3月8日	付則1.Aを改訂
平成27年3月4日	第5・6・7・8・14条及び付則を改訂
2024年3月14日	第4条 第7項8項を改訂

入会の流れ	
当会の情報等はjcpcc.jpのホームページを参照	
①	入会希望者の紹介（事務局へ）
②	本人に資料送付（入会申込書）
③	入会申込書を事務局に送付
④	理事会にて入会希望者を入会審査
⑤	入会承認者に承認通知書を送付
⑥	入会金2万円と年会費4万円の納付